

# キッズタウンむかいはら保育園運営規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 キッズタウンむかいはら保育園（以下「保育園」という。）は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

2 保育園は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときには、定員の範囲内において、日々保護者の委託を受けて、その他の児童を保育することができる。

3 第二項のほか、地域福祉の充実を補完するため、病後児保育事業、一時保育事業、育児相談事業、その他の事業をすることができる。

### (事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 キッズタウンむかいはら保育園
- (2) 所在地 東京都板橋区向原3丁目7番7号

### (定員)

第3条 保育園の定員は100名とする。なお、定員を変更する場合は、板橋区（以下「区」という。）と協議のうえ、区が決定するものとする。

2 病後児保育の定員は3名とする。  
3 一時保育事業の定員は6名とする。

### (入所要件)

第4条 保育園の入所要件は次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（以下「法」という。）第39条の規定に基づく、保育を必要とする子ども。
- (2) 特に必要があるその他の児童。

## 第2章 職員及び職務

### (職員の区分及び定数)

第5条 保育園には園長、保育士、保健師又は看護師、栄養士、調理員、嘱託医を置く。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。  
3 職員の定数は、職員配置基準を下回らない人数とする。

### (職員の資格)

第6条 職員は、児童福祉施設最低基準（以下「基準」という。）第7条に該当するもののうちから理事長が任命する。ただし保育士については、法18条の6に定める保育士となる資格を有し、同法第18条の18に定める登録を受けていることを要する。

(職務内容)

第7条 園長は、保育園の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

- 2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統轄する。
- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行なう。
- 4 保健師又は看護師は、乳幼児の健康状態を観察し、健康管理及び保育の補助業務を行なう。
- 5 栄養士及び調理員は、給食業務を行なう。

(職員の心得)

第8条 職員は、この規定及びこれに付属する諸規定を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行なわなければならぬ。

### 第3章 保育内容及び健康管理

(保育及び健康管理)

第9条 保育園における保育の内容は、健康状態の観察、個別指導、自由遊び及び午睡のほか、基準 第12条第1項規定する健康診断を含むものとする。

- 2 健康状態の観察は、顔つき、体温、皮膚の異常の有無及び清潔状態につき、毎日登園するときにこれを行なう。
- 3 個別検査は、清潔、外傷、服装等の異常の有無につき毎日登園するときにこれを行なう。
- 4 健康状態の観察および個別検査を行なったときには、必要に応じ適当な措置（記帳を含む）をとらなければならない。
- 5 入所児童が感染症にかかった時には、嘱託医の指示を受けるものとする。
- 6 自由遊びは、保育指針にしめされた保育内容の区分をさすものとする。
- 7 入所児童の生活指導については、常に楽しく規則正しい生活の習慣をつけるように留意し、身体の諸機能、知能、情操、意思等が発達していくよう努めなければならない。
- 8 年間行事、保育内容の向上及び給食運営については、隨時職員会議において決定するものとする。

(保護者との連絡)

第10条 園長は、常に入所児童の保護者と密接な連絡をとり、保育方針、成長、及び栄養状況、園運営方針等につきその保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(保育証書)

第11条 園長は、一定期間の保育を終了したと認める児童に保育証書を授与することができる。

### 第4章 入所及び退所

(入所)

第12条 保育園の入所は、法第24条の規定により区市町村から入所決定されたものでなければならない。

(入所資格の喪失)

第 13 条 入所児童は、次の場合に入所資格を失うものとする。

- (1) 第 4 条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 区より実施解除通知を受けたとき。

## 第 5 章 入所児童の処遇

(平等の原則)

第 14 条 保育園においては、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(保育料)

第 15 条 保育料は、区が定めた額とする。

(保育時間及び開所時間)

第 16 条 保育時間は、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間の 11 時間を原則とし、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。

2 開所時間は、午前 7 時 15 分から午後 8 時 15 分までとし、午後 6 時 15 分から午後 8 時 15 分までの 2 時間については延長保育を行い、利用希望者はこの時間内において利用できるものとする。

(休日)

第 17 条 保育園の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 年始（1 月 2 日、3 日）
- (4) 年末（12 月 29 日、30 日、31 日）

(登降園)

第 18 条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(衛生管理)

第 19 条 入所児の使用する保育室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保たれなければならない。

2 保育室、衣類、寝具、食器等で感染の危険性のある病原体に汚染し、又は汚染の疑いのあるものは、消毒した後でなければ入所児童の利用に供してはならない。

3 飲料に供する水については、専用水道に準じて水質検査、塩素消毒等衛生上必要な措置を講じなければならない。ただし、その水が水道事業又は専用水道によって供給されるものである場合にはこの限りではない。

(入所児童及び職員の健康診断)

第 20 条 園長は、入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行なわなければならない。

2 職員の健康診断に当たっては、特に入所児童の食事を調理する者につき、緊密な注意を払わなければならない。

3 前項以外の全職員に関しては、労働安全衛生規則第 43 条から第 52 条に規定する雇い入れ時の健康診断ならびに少なくとも年 1 回の定期健康診断を行なわなければならない。

4 入所児童が、学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症にかかり、休園し、治癒後登園するときは、保護者は医師の証明書を提出しなければならない。

(欠 席)

第 21 条 入所児童を欠席させる場合には、保護者は口頭または文書で園長に届けること。

(休 園)

第 22 条 入所児童又は、入所児童の同居家族の感染症等の発生により、他の園児に感染するおそれがあると園長が認めたときは、休園を命じることができる。

(給 食)

第 23 条

保育園において入所児童に給食を供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものではならない。

2 納食は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養と入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行なわなければならない。

(施設及び設備の保全等)

第 24 条 園長及びその他の職員は、保育園の施設及び設備（物品を含む。以下同じ）の維持保全並びに整備改善に努めなければならない。

## 第 6 章 文書

(文書の管理)

第 25 条 第 18 条の児童の登降園の確認、又は第 19 条の衛生管理の処置を行なったときは、職員はそれぞれの帳簿に記入し、園長の点検を受けなければならない。

2 文章は常に整理し、点検し、正しく管理するとともに、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう整備し、紛失、火災、盜難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第 26 条 保育園には、入所児童の家庭等の状況及び入所中に行なった保育の経過を記録する帳簿を備えなければならない。

2 保育園には、日々の運営及びその財産に影響を及ぼすべき一切の事項を明らかにするため設置者、管理者、職員の氏名、年齢及び職歴を明らかにする帳簿を備えなければならない。

(文書の取扱い)

第 27 条 文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い、事務が円滑適正に行なわれるように処理しなければならない。

## 第 7 章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第 28 条 職員は、保育を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または保護者にれんらくする等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育中に事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 29 条 保育園においては、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練するように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消防訓練は、少なくとも月 1 回はこれを行なわなければならない。

3 前 2 項以外で、保育園において必要とする消防計画（防災管理規定）については、別途規定を設ける。

(備える医療品)

第 30 条 保育園には、必要な医療器具、医薬品及び包帯材料等を備えなければならない。

## 第 8 章 虐待の防止のための措置

(虐待の防止のための措置)

第 31 条 保育園は、児童の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じるものとする。

(1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する体制の整備

(2) 職員の児童の人権に配慮した保育の実施

(3) 職員の児童の一人一人の人格を尊重した保育の実施

(4) 人権に関する研修の実施

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 保育園は、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、関係機関に通告し、適切な対応を図。

## 第 9 章 苦情対応

(苦情対応)

第32条 保育園への意見、苦情窓口を下記の通り設置する。

- (1) 苦情対応窓口を設置し、責任者は園長とする。
- (2) 第三者委員の設置を行い、外部の苦情受付窓口を設置する。

## 第10章 経理

(経理事務)

第33条 保育園の経理事務については、別途経理規定を作成しなければならない。

## 第11章 雜則

(規則の変更)

第34条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人こうほうえん理事会の議決を経るものとする。

附則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。